

災害リスク情報 <第 42 号>

「店舗における侵入窃盗とその対策について」

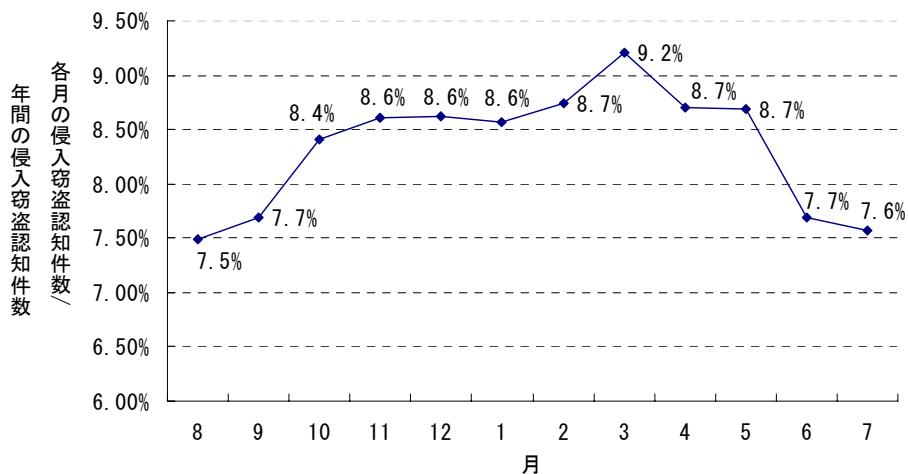
1. はじめに

警視庁発表の過去 10 年間のデータによると、年間において侵入窃盗の発生は 2~5 月にかけて多くなる傾向が有り、特に 3 月が顕著である（図表 1）。これは、年度末・年度初めを控えた在庫品・現金の増加によって侵入窃盗が誘発されているものと考えられる。侵入窃盗による犯行手口は窓やシャッターなど什器・備品を破壊するが多く、ひとたび窃盗被害を受けると、商品や現金の損失だけではなく店舗の修復費用も必要となり、多額の被害が発生する。このため、高額商品や現金を保管する店舗においては、侵入窃盗対策を講じることは必須であり、過去の侵入窃盗の手口を参考にすることが有効である。

本稿では、最近の店舗を対象とした侵入窃盗による被害例を取り上げ、その対策について検討する。

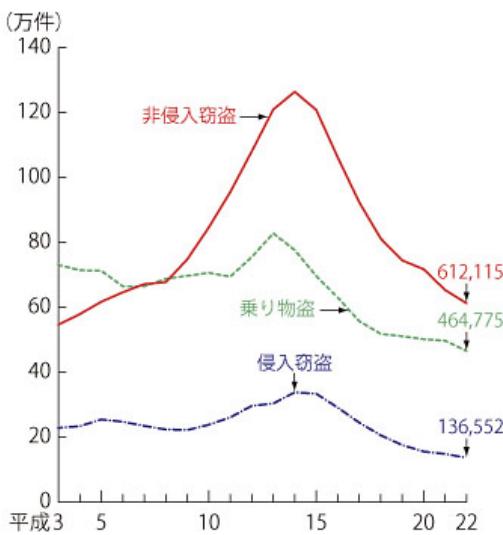
2. 侵入窃盗認知件数の傾向

年間における侵入窃盗の認知件数の推移を図表 1 に示す。横軸は月、縦軸は各月の侵入窃盗認知件数を年間の侵入窃盗認知件数で除したものである。縦軸の値は、過去 10 年間の平均値をとった。図表 1 から、侵入窃盗の認知件数は年末から増え始めて 3 月にピークとなることが分かる。年度末前後には侵入窃盗リスクが高まっていることから、この時期には侵入窃盗への対策を見直すことが望ましい。



図表 1：年間における侵入窃盗件数の推移(参考文献[1]の平成 13~22 年のデータより作成)

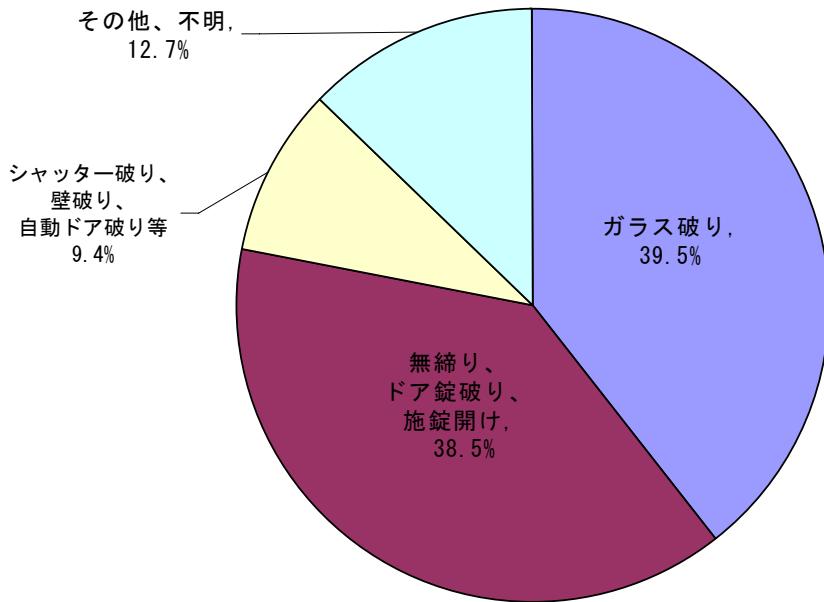
ただし、過去 20 年間における侵入窃盗の認知件数の統計によると、平成 3 年から平成 14 年まで増加傾向にあったが、平成 15 年からは減少しており、窃盗件数の悪化には歯止めがかかっている状況となっている（図表 2）。



図表2：侵入窃盗・乗り物窃・非侵入窃盗の認知件数の推移(参考文献[2]より引用)

3. 店舗における侵入窃盗の侵入口・侵入手段

店舗を対象とした侵入窃盗の侵入口・侵入手段別割合を図表3に示す。「ガラス破り」が全体の約4割、「無締り、ドア錠破り、施錠開け」が全体の約4割、「シャッター破り、壁破り、自動ドア破り等」が約1割を占め、3者で約9割の侵入口・侵入手手段を占めている。



図表3：店舗^(注釈1)を対象とした侵入窃盗の侵入口・侵入手段別割合（侵入窃盗認知件数：12,453件）
(参考文献[3]のデータより作成)

「無締り、ドア錠破り、施錠開け」の侵入口・侵入手手段については、確実な施錠の実施、錠の多重化や強化による対策が効果的であると考えられる。

(注釈1) 「デパート、総合スーパー、ホームセンター、家電量販店、コンビニエンスストア、ドラッグストア、その他のスーパーマーケット、給油所、レンタルビデオ店、貴金属店、古物店及びその他の商店」を指す。

また、「ガラス破り」や「シャッター破り、壁破り、自動ドア破り等」の対策については、防犯フィルムの貼りつけ等によって侵入時間を遅延させることや警報音・フラッシュによる威嚇が考えられる。しかし、過去の侵入窃盗被害の事例を参考にして対策を検討すると、周囲の状況や窃盗の目的となる物品によって異なる対策の実施が必要と考えられる。

以下は、2005～2012年に新聞等で報道された店舗での侵入窃盗被害の事例を調査し、分類したものである(調査事例数：132)。侵入口・侵入手段で事例を分類した(図表4、5)。

図表4：ガラス破りの侵入口・侵入手段

事例No.	状況
1	店舗の2階の窓ガラスを割って侵入し、金庫の鍵を引き出しから取り出して売上金を盗んだ。警報装置が作動し、警備員が数分後に駆けつけたところ、既に犯人はいなかった。
2	店舗の窓ガラス戸を割って侵入された。1階にあったスチール製金庫を盗まれた。警報装置が作動し、警備員が駆けつけたが、既に犯人はいなかった。
3	店舗1階入り口付近の窓ガラスを破って、屋内に侵入された。金庫の鍵を破壊し、中にあった売上金を盗まれた。警報装置が作動し、警備員が駆けつけたが、既に犯人はいなかった。
4	数人が窓ガラスを割って侵入し、重さ約200kgの大型金庫が盗まれた。警報装置が作動し、署員が数分後に駆けつけたが既に犯人はいなかった。
5	窓ガラスを割って侵入され、事務所内にあった鍵で金庫の中身が盗まれた。侵入の発覚を遅らせるため、建物から電柱につながっていた機械警備の回線が切断されていた。機械警備の断線を検知する信号は数時間間隔で発せられる仕様だった。

図表5：シャッター破り、壁破り、自動ドア破り等の侵入口・侵入手段

事例No.	状況
6	シャッターがこじ開けられ、ショーケース内にあった商品が盗まれた。ショーケースに鍵は掛かっていなかった。警報装置が作動し、署員が駆けつけたが既に犯人はいなかった。
7	シャッターがこじ開けられ、入り口のドアガラスが割られて侵入された。ショーケースが割られ、商品が盗まれた。警報装置が作動し、署員が駆けつけたが既に犯人はいなかった。
8	シャッターの鍵が壊されて開けられ、ショーケースから商品が盗まれた。警報装置が作動し、署員が駆けつけたが既に犯人はいなかった。
9	店舗の壁をトラックで破壊し、ショーケースを割って商品が盗まれた。警備会社の通報により署員が駆けつけたが、犯人は既にいなかった。
10	店舗の入り口にトラックが突っ込み、ショーケースを割って商品が盗まれた。警報装置が作動し、署員が駆けつけたが既に犯人はいなかった。
11	壁を破壊して建物に侵入し、機械警備が有効ではない通路を使って建物内を移動。ショーケースを壊し、商品を盗んだ。

4. 侵入窃盗対策の検討

大量の高額商品や金庫を保管する店舗においては、機械警備の導入は必須である。機械警備の導入を前提とし、対策案を以下に挙げる（※個別の周囲の状況によって妥当ではない対策もある）。

(1) ガラス破りの侵入口・侵入手段への対策（図表4・事例No.1～5）

ガラス破りによる侵入口・侵入手手段の事例では、機械警備の発報によって警備員が駆けつけるまでに犯行が終了している。窓ガラスの破壊を検知できるシステムを導入することにより早期に犯行を検知することや、金庫専用の部屋を作つて開錠や屋内の通行に要する犯行時間を長くさせる対策により、一定の効果が得られると考えられる。

金庫を丸ごと持ち出す犯行手口では、重量のある金庫であっても、複数人の犯行により短時間で持ち出されている。防盗金庫^(注釈2)を床に固定するなど、犯行時間を長くするための対策が必要である。

機械警備の回線を切断してからの侵入については、現在使用している機械警備の回線の診断機能を確認し、断線検知のためのチェックが数時間周期である場合には、常時断線検知が可能なシステムへ変更することが必要である。

(2) シャッター破り、壁破り、自動ドア破り等の侵入口・侵入手手段への対策

①図表5・事例No.6～10について

シャッター破り・壁破り、自動ドア破り等による店舗への侵入については、ハード面の対策として、犯行時間の長時間化および壁破りの防止を目的とし、店舗前への強固な車止めの設置やこじ開け対策が設計されたシャッター^(注釈3)への変更を検討することが必要である。

また、高額商品（宝石や高級時計）を扱う店舗における侵入窃盗被害のほとんどは、ショーケースの中の商品が対象となっている。商品が盗まれる際にショーケースが破壊されていることから、盗難対策上、閉店時間帯には商品を防盗金庫の中などに保管することが必要である。

②図表5・事例No.11について

上記に示した対策は、過去に発生した侵入窃盗の事例を想定して検討したものである。しかし、最近では、機械警備のセンサーの設置位置や有効範囲を綿密に調査した上で、あらかじめ侵入経路を計画して窃盗に及ぶ事例が発生しており、過去の侵入窃盗を参考にするだけでは十分ではない。

このような侵入窃盗の対策には、シナリオ（どのような経路でどのように侵入窃盗被害が発生しうるか）を作成して検討することが必要である。

シナリオ検討には、盗難に関わるチェックリスト（TAPA FSR^(注釈4)（参考文献[4]、[5]参照）など）を活用することが良い。店舗の現状とチェックリストの項目（容易に破壊される外壁ではないか、屋根へのアクセスが容易ではないか、防犯カメラの記録が容易に消されないか等）を見比べ、満足していない点から侵入経路や手口を想定していくと、いくつかのシナリオが作成できる。

(注釈2) 耐火性能に加え、盗難防止のため開錠を困難にしたり、アンカーボルトで床への固定を施した金庫。

(注釈3) 座板・スイッチボックスの強化や複数箇所の錠等が施されているもの。

(注釈4) Transported Asset Protection Association Freight Security Requirements: 周囲の状況、警備システムや手順書などについて様々な観点からセキュリティ上のチェック項目が整理されています。

5. おわりに

本稿では、過去発生した店舗での侵入窃盗の被害事例を分類し、それぞれの対策案を検討した。過去と同様の手口の侵入窃盗が発生しており、過去の事例を踏まえた対策を講じていくことは有効と考えられるが、店舗内を綿密に調査される手口に備え、シナリオを作成して対策を検討することが必要である。

過去の事例を踏まえた対策を講じる際、店舗の状況によっては本稿で検討した対策を実施することが困難な場合や不可能な場合がある。このような場合は、シナリオ作成による対策の検討と併せ、チェックリストで満足していない点を検討して対策とすることが良いと考えられる。

以上

コンサルティング第三部 災害リスクグループ
主任コンサルタント 下平 庸晴

参考文献

- [1] 警視庁 発生状況・統計 : <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/anzen/sub5.htm>
- [2] 法務省 犯罪白書 : http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/nendo_nfm.html
- [3] 警察庁 平成22年の犯罪 : <http://www.npa.go.jp/archive/toukei/keiki/h22/h22hanzaitoukei.htm>
- [4] TAPA アジア : <http://www.tapa-asia.org/>
- [5] 災害リスク情報34号 : http://www.irric.co.jp/risk_info/disaster/pdf/saigairiskjoho34.pdf

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアラ NS グループに属する、リスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。
災害や事故の防止を目的にしたサーベイや各種コンサルティングを実施しています。弊社コンサルティングに関するお問合せは下記の弊社連絡先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第三部 災害リスクグループ
千代田区神田駿河台4-2-5 TEL:03-5296-8917/FAX:03-5296-8942

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の災害防止活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright 株式会社インターリスク総研 2012